

令和7年度

三重県介護等体験実施要綱

【大学・学生用】

# 目 次

◇「教員免許法の特例による介護等体験事業」実施要綱	1
◇介護等体験 事務手続きフローチャート	5
◇手続き関係様式	
様式1 「三重県内社会福祉施設介護等体験希望者数」	7
様式3 「三重県内社会福祉施設介護等体験申込書」	8
様式4 「介護等体験（個人）申込書」	9
様式4 - ② 「令和7年度 介護等体験希望週記入表」	10
別紙 地域コード表	11
様式5 「介護等体験受入決定通知書」	12
様式6 「三重県内社会福祉施設介護等体験変更届」	14
様式7 「三重県内社会福祉施設介護等体験欠席届」	15
様式8 「三重県内社会福祉施設介護等体験辞退届」	16
様式9 - ③ 「介護等体験終了報告書」	17
様式10 「証明書」	19
様式11 「介護等体験事故報告書」	20
様式12 - ② 「体験の中止・取消について（通知）」	21
◇介護等体験の受入にかかる様式の記入等について【大学・学生用】	22
◇参考	
体験受入施設へのお願い	24
三重県介護等体験実施要項	25

**令和 7 年度三重県社会福祉協議会**  
**「教員免許法の特例による介護等体験事業」実施要綱**

**1 趣旨**

小学校および中学校教諭の普通免許状取得希望者が「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号。)(以下「法」という。))により義務づけられた社会福祉施設等(以下「社会福祉施設等」という。))において行う介護等体験に必要な事項を定める。

**2 対象者**

大学又は短期大学(以下「大学」という。))に現に在籍し、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者。

**3 実施内容**

(1)介護等体験の内容

体験の内容は、基礎的、入門的な活動が中心で、具体的な内容は、受け入れる社会福祉施設等が用意したプログラムによることとする。

- ①施設利用者との交流(話し相手)、学習活動や就労支援活動の補助
- ②施設が実施する行事、サークル活動等の施設業務の補助
- ③施設利用者の介護、介助、保育、養育の補助及び、日常業務の補助
- ④その他、社会福祉施設等が用意した活動への参加

(2)対象施設

- ①社会福祉施設(保育所等を除く法令に根拠を有する社会福祉施設)
- ②その他の施設(介護老人保健施設等)

(3)体験期間

- ①原則として連続した5日間とする。
- ②1日あたりの体験時間は、概ね5～6時間とする。  
ただし、社会福祉施設等の用意するプログラムによっては、この限りではない。
- ③文部科学省等から別途実施内容・時間に関する通知等があった場合は、これに依る。

**4 三重県社会福祉協議会の業務**

(1)体験希望人数の把握

(2)社会福祉施設等への受入依頼

県内の社会福祉施設等へ受入れを依頼し、  
「受入申出書(様式2)」「年間受入計画表(様式2-②)」を受付ける。

(3)大学からの申込

大学からの「申込書(様式3)」「個人申込書(様式4)」「希望週記入表(様式4-②)」を受付ける。

(4)受入調整、決定通知

社会福祉施設等の申し出と、大学の申込みに基づき、体験先と時期の調整をシステムで行い、社会福祉施設等と大学に「決定通知書(様式5)」にて、結果を通知する。

#### (5) 体験の中止・取消

施設が虐待のような介護等体験の趣旨から逸脱する状況が見受けられる場合は、体験を中止する場合がある。

上記の理由で体験を取り消しする場合は「体験の中止・取消(様式12-②)」を施設に通知する。

#### (6) 大学へ年間体験状況の報告

大学に対し「終了報告書(様式9-③)」により年間体験状況を報告し、体験費用を請求する。

#### (7) 社会福祉施設等への体験費用の支払

社会福祉施設等から提出された「終了報告書(様式9-①、②)」に基づき、社会福祉施設等が指定する銀行口座へ体験費用を支払う。

### 5 社会福祉施設等の主な業務

#### (1) 年間受入計画の作成

三重県社会福祉協議会(以下「本会」という。)から依頼を受けた社会福祉施設等の代表(以下「施設長」という。)は、当該年度の「受入申出書(様式2)」及び「年間受入計画表(様式2-②)」を作成し、本会に4月25日(金)までに提出する。

#### (2) 介護等体験の実施

施設長は、介護等体験の意義を理解し介護等体験に相応しい内容となるよう計画、実施する。1日あたりの介護等体験の時間は概ね5～6時間とする。なお、宿泊での体験は行わないものとし、8時間を限度とする。

#### (3) 証明書の発行

施設長は、学生が持参した「証明書(様式10)」に必要事項を記入のうえ、公印を押印し、本会に送付する。ただし、県外大学の学生で、持ち帰りを希望する学生があった場合は、施設保管用と本会提出用に複製(コピー)を1部ずつとり、後者を本会へ送付する。また、県外大学指定の証明書様式を持参した場合は、これを使用する。

#### (4) 体験の中止・取消

施設長は、受入れの決定をした後においても、介護等体験中の学生の態度又は言動等に著しく問題があると判断した場合は、これを中止し、体験の取消を行うことができる。また、施設内において感染症が発生し、介護等体験の実施が困難になった場合などは、その施設での体験は中止となる。

なお、県内・地域において、感染症の影響により、体験実施に支障が生じる場合は、施設長の判断により中止することができる。

上記の理由で中止・取消が決定した場合は、「体験の中止・取消(様式12-①)」に必要事項を記入し、本会に提出する。

#### (5) 終了報告

当該年度の体験が全て終了した後、「終了報告書(様式9-①、②)」を本会に提出する。

### 6 大学等の業務

#### (1) 受入の照会

大学は、当該年度の介護等体験希望者数を取りまとめ、

「三重県内社会福祉施設介護等体験希望者数(様式1)」を本会に提出する。

## (2) 申込

大学は、「三重県内社会福祉施設介護等体験申込書(様式3)」と共に、学生からの希望を取りまとめ「介護等体験(個人)申込書(様式4)」及び「介護等体験希望週記入表(様式4-②)」を添えて **5月16日(金)**までに一括して本会に提出する。

## (3) 学生に対するオリエンテーション等での指導

大学は、学生に対しオリエンテーション等を通じ、心構えや意義及び守秘義務の重要性を伝え、任意保険の加入、社会福祉施設等の求める検査等の介護等体験実施のための適切な指導、援助を行う。

## (4) 受入の決定

- ①大学は、本会から送付された「受入決定通知(様式5)」を確認し、学生ごとに「受入施設の情報(提出書類・携帯品・事前オリエンテーションなど)」を配布する。
- ②学生は、利用者の健康管理のため、社会福祉施設等から健康診断書(当該年度に受診したもの)等の書類を求められた場合は、社会福祉施設等へ提出する。  
必要書類を体験開始日までに提出できなかった場合、体験取消しとなることがある。

## (5) 日程変更

受入決定後の日程変更については、原則として認めないこととする。  
ただし、やむを得ない理由(病気・怪我・事故等)と大学が判断した場合は、本会及び受入施設に連絡のうえ、大学と受入施設間で日程を再調整する。  
調整後、大学は「変更届(様式6)」を作成し、本会へ提出する。  
また、大学は変更を反映された「受入決定通知(様式5)」を学生に配布する。

## (6) 欠席

学生は、体験期間中に病気や怪我をした場合、速やかに受入施設及び大学へ連絡する。  
このために体験を欠席する場合、大学と受入施設間で振替日を調整し、大学は「欠席届(様式7)」を本会に提出する。  
ただし、サークル活動やクラブ活動による欠席は認めない。

## (7) 辞退

決定後に体験を辞退する者があるとき、大学は速やかに本会及び受入施設へ連絡のうえ、「辞退届(様式8)」を作成し、原本を施設長に、複製(コピー)を本会に提出する。

## 7 費用

- (1) 介護等体験に要する費用は、学生1人当たり1日 1,870円(税抜 1,700円)とし、学生の体験が終了した後、本会から大学に請求を行う。
- (2) 大学は、学生から費用を徴収し一括して本会が指定する銀行口座に振り込む。
- (3) 受入施設に支払われる体験受入手数料は、受入人数1人当たり1日 1,100円(税抜 1,000円)とし、3月中に本会から受入施設が指定する銀行口座に振り込む。
- (4) 食事代及び必要書類の取得に際し発生する費用は学生負担とする。
- (5) その他、体験に際し受入施設が用意するものは、原則として受入施設が費用を負担する。  
ただし、内容により受入施設が負担することが適さない、あるいは困難な場合、事前に大学と受入施設が協議し、決定することとする。

## 8 証明書の再発行

学生は、証明書の紛失等により、再発行を希望する場合、速やかに大学に連絡する。

大学は、証明書再発行の依頼文書を作成し、大学で保管する証明書の複製(コピー)とともに、本会へ提出する。本会は、大学の依頼を受け、該当施設へ再発行依頼をする。

ただし、事業所の廃止や休止等により証明書の再発行が出来ないことがある。

## 9 介護等体験に伴う事故への対応

### (1) 保険への加入

介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険については、大学で対応する。

### (2) 事故等

介護等体験期間中に事故が起きた場合、ただちに本会に連絡すると共に、事態収拾後「事故報告書(様式11)」を本会に提出する。

## 10 個人情報の取り扱い

(1) 学生が介護等体験中に知り得る情報について、受入施設から学生に対し誓約書の提出を求める場合は、その両者の間で取り交わすこととする。

(2) 前項にかかわらず学生は、体験中に知り得た利用者のプライバシーに関する情報について守秘義務があることを十分に理解する。

また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等において、介護等体験の内容を発信してはならない。

(3) 受入施設は、健康診断書等の個人情報記載の書類を体験終了時に学生本人に返却する。

(4) 受入施設は、施設職員が個人の携帯電話などに学生の電話番号、メールアドレスなどの連絡先の登録をすることや体験後、個人的な用件で、学生に連絡を取らないことを徹底する。

## 11 台風接近時及び警報発令時の対応

台風の接近や気象警報の発令が予測され、学生の安全が危惧される場合、受入施設と学生で体験実施について相談のうえ、対応を施設長が判断する。

変更になった場合、学生は大学へ日程等の変更を報告する。大学は変更内容をとりまとめ、本会へ報告する。

## 12 自然災害発生等の対応

自然災害発生等により緊急的に体験の変更や中止が必要となった場合、対応を施設長が判断する。

変更になった場合、学生は大学へ日程等の変更を報告する。大学は変更内容をとりまとめ、本会へ報告する。

中止になった場合、施設が「体験の中止・取消(様式12-①)」により、本会へ報告する。

## 13 その他

文部科学省等から、介護等体験に関する特例措置等の通知等があった場合、実施方法や留意事項はこれに従うこととする。

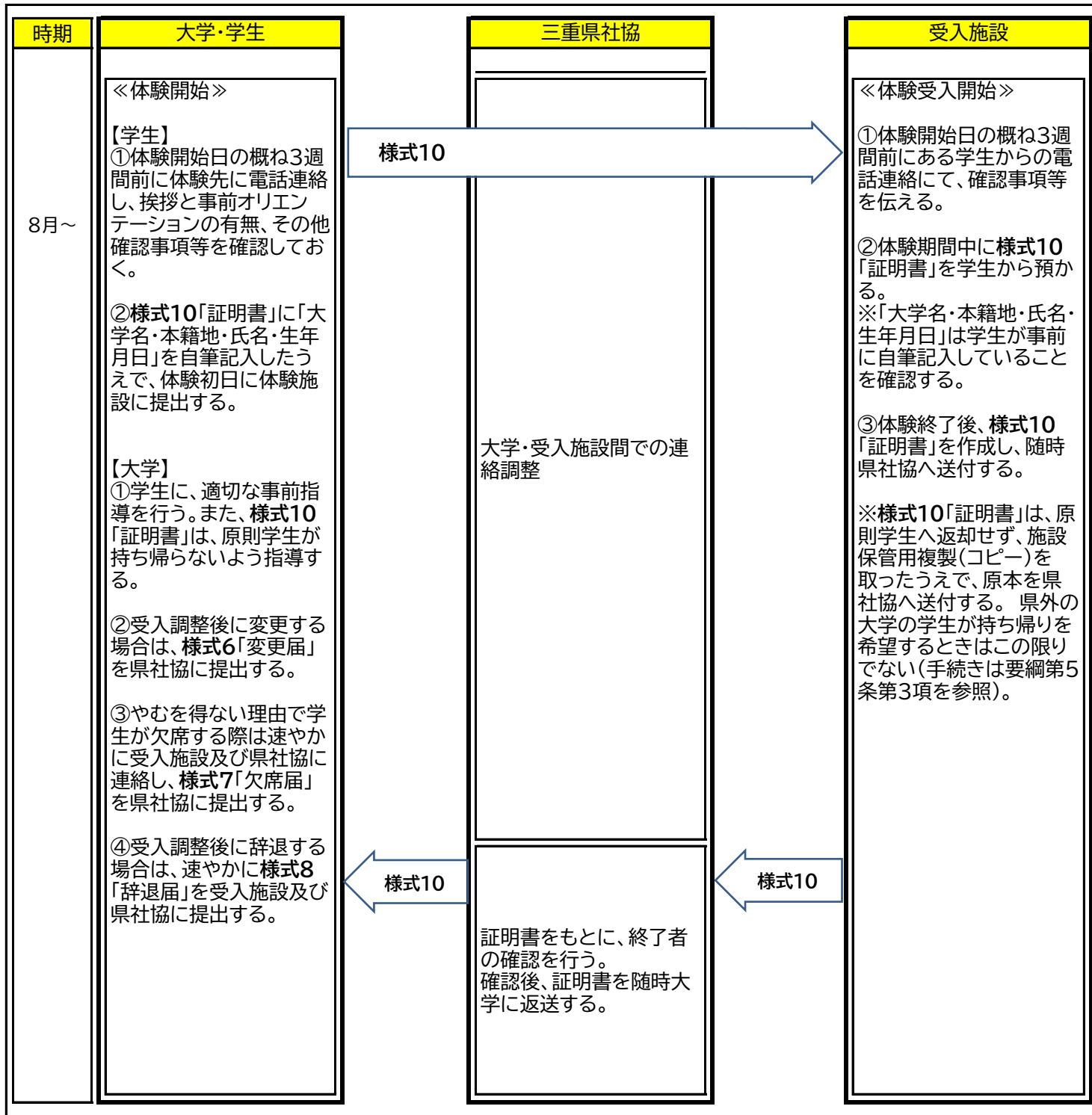
## 介護等体験 事務手続きフローチャート(体験前・後)

時期	大学・学生	三重県社協	社会福祉施設
2月下旬		次年度の実施要綱を大学に送付する。	
3月下旬		次年度の実施要綱を社会福祉施設等に送付、依頼する。	
3月末まで	様式1により、次年度の介護等体験希望者数等を県社協に報告する。	次年度の介護等体験の概数を把握する。	
4月25日まで		当該年度の受入可能数、地域、種別を把握する。	様式2及び様式2-②により、当該年度の介護等体験学生受入れについて、県社協に申し出る。
5月16日まで	様式3及び様式4-4-②により、当該年度の介護等体験の申し込みを行う。	体験申し込みと受入申出に基づき、体験先と時期の調整作業を行う。	
7月中旬まで		様式5により、大学・社会福祉施設等に体験受入の調整結果を報告する。	

## 体験期間中(次ページ)

2月末まで	全ての学生の体験が終了次第、県社協の請求に基づき、介護等体験費用を支払う。	大学ごとに、全ての学生の体験が終了したら、様式9-③により終了報告を行うとともに、介護等体験費用の請求を行う。	全ての体験受入が終了したら、様式9-①、②にて、終了報告及び体験費用の請求を行う。
3月中旬		受入施設に体験費用を支払う。	

## 介護等体験 事務手続きフローチャート(体験中)





(様式1)

(大学 → 三重県社会福祉協議会)

第 号  
令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会事務局長 様

大学名  
学長名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験希望者数

令和 年度三重県内社会福祉施設における介護等体験についてお知らせします。  
当該年度の介護等体験希望者数は下記のとおりです。

### 1. 大学等

大学名	
所在地 (連絡先)	〒 _____ TEL( _____ ) FAX( _____ ) メールアドレス:
事務担当者名	

### 2. 介護等体験者

学部・学科	学生数
希望学生総数	

### 3. 備考(介護等体験に際しての特記事項)

--

(様式3)

(大学 → 三重県社会福祉協議会)

令和 年 月 日  
第 号

社会福祉法人三重県社会福祉協議会事務局長 様

大学名 \_\_\_\_\_  
学長名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験申込書

令和 年度三重県内社会福祉施設における介護等体験について下記により申込みます。

1. 大学等

大学名	
所在地 (連絡先)	〒 _____ TEL( _____ ) FAX( _____ ) 長期休暇時等の緊急連絡先 TEL( _____ ) メールアドレス:
事務担当者名	

2. 介護体験申込み総括表

申込学生総数	人	体験総日数	延べ 日
--------	---	-------	------

※必ず様式4「介護等体験(個人)申込書及び様式4-②「介護等体験希望週記入表」を添付して下さい。

3. 備考(介護等体験に際しての特記事項)

--

### 「介護等体験(個人)申込書」

大学名			
学年		整理番号	

1. 体験申込者氏名

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 生年月日(西暦)

				年			月			日生
--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	----

3. 性別

<input type="checkbox"/>	1. 男	<input type="checkbox"/>	2. 女
--------------------------	------	--------------------------	------

本籍地		都道府県
-----	--	------

4. 住所・連絡先  
(体験中)

〒				-				
---	--	--	--	---	--	--	--	--

自宅TEL	-	-
携帯TEL	-	-

	都道府県		市区郡
最寄駅 (近鉄・JR)		最寄りの バス停	

5. 希望内容

期日	※様式4-② 体験希望週記入表に希望する時期を記入してください。
----	----------------------------------

地域	第1希望	第2希望
地域コード		地域コード
地域		地域

※別紙 地域コード表を参照してください。

交通手段	1. 自家用車(バイク含む)または公共交通機関 2. 公共交通機関のみ
------	--

種別	老人福祉      障害福祉      児童福祉 ※上記のいずれかに○をしてください。 ※希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
----	---

6. 備考(介護等体験に際しての特記事項)

--

### 令和7年度 介護等体験希望週記入表

申込者No. ※県社協記入		大学名		氏名																																																																																																																																										
◇ 記入方法    介護等体験を希望する週の枠に <b>第1希望には1、第2希望には2、第3希望には3</b> を記入してください。																																																																																																																																														
◇ 注 意        事業所での休業日が異なるため、体験受入施設により体験日が変更することがあります。 (例)月曜日休業で土曜日営業 ⇒ 体験日は「火曜日～土曜日」の5日間 土・日・祝祭日休業(体験週に祝祭日を含む場合)⇒ 祝祭日分をその前後の日に振り替えて体験実施 等																																																																																																																																														
<b>8月</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="7">第1週</th><th colspan="7">第2週</th><th colspan="7">第3週</th><th colspan="7">第4週</th></tr> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> </tr> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td> <td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td> <td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> <td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td> </tr> <tr><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td></tr> </table>	第1週							第2週							第3週							第4週							月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																													<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #cccccc; margin-right: 5px;"></div>         は祝祭日       </div>																												
第1週							第2週							第3週							第4週																																																																																																																									
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																																																																																																			
<b>9月</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="7">第5週</th><th colspan="7">第6週</th><th colspan="7">第7週</th><th colspan="7">第8週</th></tr> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td></tr> </table>	第5週							第6週							第7週							第8週							月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																																																									
第5週							第6週							第7週							第8週																																																																																																																									
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																			
<b>10月</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="7">第9週</th><th colspan="7">第10週</th><th colspan="7">第11週</th><th colspan="7">第12週</th><th colspan="7">第13週</th></tr> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td> <td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td> <td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td> <td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td> <td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>1</td><td>2</td> </tr> <tr><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td></tr> </table>	第9週							第10週							第11週							第12週							第13週							月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2																																				
第9週							第10週							第11週							第12週							第13週																																																																																																																		
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																												
29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2																																																																																																												
<b>11月</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="7">第14週</th><th colspan="7">第15週</th><th colspan="7">第16週</th><th colspan="7">第17週</th></tr> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> </tr> <tr> <td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td> <td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td> <td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td> <td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td> </tr> <tr><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td></tr> </table>	第14週							第15週							第16週							第17週							月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																									
第14週							第15週							第16週							第17週																																																																																																																									
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																			
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																																																																																																			
<b>12月</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="7">第18週</th><th colspan="7">第19週</th><th colspan="7">第20週</th><th colspan="7">第21週</th></tr> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td></tr> </table>	第18週							第19週							第20週							第21週							月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																																																									
第18週							第19週							第20週							第21週																																																																																																																									
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																			
<b>1月</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="7">第22週</th><th colspan="7">第23週</th><th colspan="7">第24週</th><th colspan="7">第25週</th><th colspan="7">第26週</th></tr> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td> <td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td> <td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td> <td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>1</td> </tr> <tr><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td></tr> </table>	第22週							第23週							第24週							第25週							第26週							月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1																																				
第22週							第23週							第24週							第25週							第26週																																																																																																																		
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																												
29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1																																																																																																												
<b>2月</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="7">第27週</th><th colspan="7">第28週</th></tr> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th> </tr> <tr> <td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> <td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td> </tr> <tr><td colspan="7"> </td><td colspan="7"> </td></tr> </table>	第27週							第28週							月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																																																																																			
第27週							第28週																																																																																																																																							
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																																	
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																	

## 地域コード表

コード	地域
24001	津市(旧津市地域)
24002	四日市市(旧四日市市地域)
24003	伊勢市(旧伊勢市地域)
24004	松阪市(旧松阪市地域)
24005	桑名市(旧桑名市地域)
24006	伊賀市(旧上野市地域)
24007	鈴鹿市
24008	名張市
24009	尾鷲市
24010	亀山市(旧亀山市地域)
24011	鳥羽市
24012	津市(旧久居市地域)
24013	熊野市(旧熊野市地域)
24014	桑名市多度町
24015	桑名市長島町
24016	木曾岬町
24017	いなべ市藤原町
24018	いなべ市大安町
24019	いなべ市員弁町
24020	東員町
24021	いなべ市北勢町
24022	菰野町
24023	四日市市楠町
24024	朝日町
24025	川越町
24026	亀山市関町
24027	津市河芸町
24028	津市芸濃町
24029	津市美里町
24030	津市安濃町
24031	津市香良洲町
24032	津市一志町
24033	津市白山町
24034	松阪市嬉野町

コード	地域
24035	津市美杉町
24036	松阪市(旧三雲町地域)
24037	松阪市飯南町
24038	松阪市飯高町
24039	多気町(旧多気町地域)
24040	明和町
24041	大台町(旧大台町地域)
24042	多気町(旧勢和村地域)
24043	大台町(旧宮川村地域)
24044	玉城町
24045	伊勢市二見町
24046	伊勢市小俣町
24047	大紀町(旧紀勢町地域)
24048	南伊勢町(旧南勢町地域)
24049	南伊勢町(旧南島町地域)
24050	大紀町(旧大内山村地域)
24051	伊勢市御園町
24052	大紀町(旧大宮町地域)
24053	度会町
24054	志摩市浜島町
24055	志摩市大王町
24056	志摩市志摩町
24057	志摩市阿児町
24058	志摩市磯部町
24059	伊賀市(旧伊賀町地域)
24060	伊賀市(旧阿山町地域)
24061	伊賀市(旧島ヶ原町地域)
24062	伊賀市(旧大山田村地域)
24063	伊賀市(旧青山町地域)
24064	紀北町紀伊長島区
24065	紀北町海山区
24066	御浜町
24067	紀宝町(旧鶺鴒村地域を含む)
24068	熊野市紀和町

(様式 5)大学用

三社協福育第 号  
令和 年 月 日

御中

社会福祉法人三重県社会福祉協議会  
【 公 印 省 略 】

### 「介護等体験受入決定通知書」

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る介護等体験」について、下記により決定いたしましたので通知いたします。

記

#### A.総括表

決定学生数	人
-------	---

決定施設名	決定人数
	人
	人

様式 5-②

B.体験決定者

1	学生氏名		生年月日	年	月	日	性別	
	学生住所	〒						
	体験期間	月	日	～	月	日	(第	週)
	大学名							
	受入施設名							
	施設住所	〒						
		(担当者名: )						
		(TEL: ) (FAX: )						
受入に関する注意	最寄交通機関及び 駅(停留所)名							
	最寄駅からの徒歩時間							
	体験初日集合時間・場所	集合時間		集合場所				
	昼食							
	携帯品							
	名札							
	健康診断書の提出							
	細菌検査(検便)							
	麻疹予防接種証明書							
オリエンテーション								
備考								

第 号  
令和 年 月 日

三重県社会福祉協議会事務局長 様

大学名  
学長名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験変更届

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験の承認を受けた次の者が特別な理由により下記の変更をお願いいたします。

1	学生氏名	体験期間 (※1)	第 週 月 日 ~ 月 日
	体験施設		
	変更内容	1. 体験期間の変更 / 期間 : 第 週 月 日 ~ 月 日	
		2. 体験施設の変更	
		3. その他 ( )	
	変更理由		

※1…様式5-②に記載された体験期間を記入してください。



(様式7)

(大学 → 三重県社会福祉協議会)

第 号  
令和 年 月 日

三重県社会福祉協議会事務局長 様

大学名  
学長名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験欠席届

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験の承認を受け、体験実施期間中の次の者が特別な理由により介護等体験を欠席いたしましたので報告いたします。

1	学生氏名		体験期間	第 週 月 日 ~ 月 日
	欠席日		振替日	
	欠席理由			
	備考			

(様式8)

原本(大学 → 福祉施設)  
写し(大学 → 三重県社会福祉協議会)

第 号  
令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
施設長 様

大学名

学長名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験辞退届

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験の承認を受けました次の者が辞退いたしますので理由を添えて報告いたします。

氏 名	体験期間	辞退理由
	(第 週) 月 日 ~ 月 日	

三社協福育第 号  
令和 年 月 日

### 「介護等体験終了報告書」

御中

社会福祉法人三重県社会福祉協議会  
【 公 印 省 略 】

各施設において、学生が介護等体験を終了したことを報告し、体験費用を請求いたします。

#### A. 総括表

学生総数	人	延べ体験日数	日
------	---	--------	---

#### B. 体験終了者

( / ページ)

	氏名	大学名	体験期間	備考
1			月 日～ 月 日 (第 週)	
2			月 日～ 月 日 (第 週)	
3			月 日～ 月 日 (第 週)	
4			月 日～ 月 日 (第 週)	
5			月 日～ 月 日 (第 週)	
6			月 日～ 月 日 (第 週)	
7			月 日～ 月 日 (第 週)	
8			月 日～ 月 日 (第 週)	
9			月 日～ 月 日 (第 週)	
10			月 日～ 月 日 (第 週)	

#### C. 体験費用請求

年間人数 \_\_\_\_\_ 名(延べ体験日数 \_\_\_\_\_ 日)

請求額 体験日数×1,870円 = \_\_\_\_\_円

# 証明書(記入例)

学生がボールペン等で自筆し  
体験施設に持参する。  
※間違えた場合、新しい様式を  
利用し書き直す。

本籍地については、住  
民票の居住地ではあ  
りません。戸籍に記載  
のある都道府県です。

大学名 ○○大学  
本籍地(都道府県のみ記入) 三重県  
氏名 三重 太郎  
生年月日 平成15年 10月 1日生  
(\*西暦での記入も可)

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状  
授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を  
行ったことを証明する。

記 「記」より下については、  
施設にて記入するため、  
学生は何も記入しない。

体験期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
体験の概要	
証明欄	(体験施設住所)
	(体験施設名)  (施設長名)
	印

### 【注意事項】

- ①「体験期間」が複数の期間にわたる場合には期間毎に記入してください。
  - ②「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」などを記入してください。
  - ③「証明欄」には、施設又は法人の公印を押印してください。
  - ④ 訂正等がある場合は、二重線で訂正後、公印を押印してください。
- ※修正テープ等での訂正は不可 ※押印不可:施設長、担当者等の私印(認印)

# 証 明 書

大 学 名

本 籍 地(都道府県のみ記入)

氏 名

生年月日            年        月        日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

## 記

体験期間	令和    年    月    日 ~ 令和    年    月    日
体験の概要	
証明欄	(体験施設住所)
	(体験施設名)  (施設長名)  <div style="text-align: right;">印</div>

### 【注意事項】

- ①「体験期間」が複数の期間にわたる場合には期間毎に記入してください。
  - ②「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」などを記入してください。
  - ③「証明欄」には、施設又は法人の公印を押印してください。
  - ④ 訂正等がある場合は、二重線で訂正後、公印を押印してください。
- ※修正テープ等での訂正は不可 ※押印不可：施設長、担当者等の私印(認印)

(様式11)

(大学 → 三重県社会福祉協議会)

第 号  
令和 年 月 日

三重県社会福祉協議会事務局長 様

大学名  
学長名 \_\_\_\_\_ 印

### 介護等体験事故報告書

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験において、体験期間中に下記のとおり事故が発生したことを報告します。

#### 記

氏 名	
受入施設	
事故発生 日時・場所	日時：令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
	場所：
事故内容	*詳細に記入してください。
事故処理・対応 (保険活用等)	
備 考	

※事故の処理・対応については、大学と受入施設等で行い、県社協に本様式にて報告ください。

三社協福育第 号  
令和 年 月 日

御中

社会福祉法人三重県社会福祉協議会  
【 公 印 省 略 】

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験  
体験の中止・取消について(通知)

令和 年度三重県内社会福祉施設介護等体験において、体験者が下記の理由により  
体験中止・取消となりましたことを通知いたします。

記

氏 名	
大 学 名	
体験期間 (当初予定)	(第 週) 月 日 ~ 月 日
体験中止・取消理由	

## 介護等体験の受入れにかかる様式の記入等について【大学・学生用】

### ◇大学◇

#### 様式1「三重県内社会福祉施設介護等体験希望者数」

- ・体験実施の前年度3月末までに、希望者数を記入のうえ、三重県社会福祉協議会（以下「本会」という）にご提出ください。
- ・事務担当者が代わられた場合は、年度途中であっても必ず本会へご連絡ください。

#### 様式3「三重県内社会福祉施設介護等体験申込書」

- ・必要事項を記入したうえで、学生から提出された様式4「介護等体験（個人）申込書」及び様式4-②「令和7年度介護等体験希望週記入表」を取りまとめ、本会にご提出ください。

#### 様式6「介護等体験変更届」

- ・受入施設決定後、体験開始までに新たに生じた特別な事由（長期入院等）により、体験期間や受入施設の変更を希望する場合は、様式6「介護等体験変更届」に必要事項をご記入のうえ、本会にご提出ください。
- ただし、施設都合による体験期間の変更の場合は、ご提出いただくことなく結構です。
- ・例年、大学の授業やクラブ活動等を理由にした日程変更の依頼がありますが、これらを理由にした変更は認めません。

#### 様式7「介護等体験欠席届」

- ・介護等体験中、特別な事由（病気や怪我等）により欠席する場合は、速やかに受入施設及び本会に連絡をし、欠席届を本会にご提出ください。

#### 様式8「介護等体験辞退届」

- ・受入施設決定後、体験を辞退する場合は、速やかに受入施設及び本会に連絡をし、辞退届の原本を受入施設に、複製（コピー）を本会にご提出ください。

#### 様式10「証明書」

- ・体験前に、学生自身が戸籍等を参考にしながら正確に証明書の本籍地・氏名・生年月日を記入し、事前オリエンテーション時又は、体験初日に受入施設に持参し担当者に提出するよう指導してください。
- ・体験終了後、証明書は学生が持ち帰らないよう指導してください。
- ・証明書は、受入施設から本会へ随時送付していただき、本会が証明書を元に体験が終了したことを確認し、証明書の複製（コピー）をとった後、原本を大学へ送付します。
- ただし県外大学の学生で、持ち帰ることを希望する場合は、受入施設へお申し出ください。（施設の対応は実施要綱第5条第3項を参照）

#### （証明書の再発行について）

事業所の廃止や休止、経営母体の移転等で証明書の再発行ができないことがありますので、記入内容の確認や保管については十分注意してください。

#### その他自由様式

- ・学生の持病等、体験中配慮すべき事項は、大学で取りまとめて本会へご提出ください。



## ◇学生◇

### 様式4「介護等体験(個人)申込書」

- ・介護等体験を希望する本人が記入してください。  
ただし、住所及び連絡先については、体験を行う際の住所(帰省先等)となりますので、ご注意ください。
- ・また、最寄り駅(近鉄・JR)及び最寄りのバス停の情報も必ず記入してください。
- ・希望内容の地域は別紙に定める「地域コード表」を参照し記入してください。
- ・社会福祉施設等によっては、平日休業や祝日に業務を行わないところもあります。その際は土曜日や前後の日に振り替えて体験を実施しますのでご了承ください。
- ・希望する種別については、あくまで調整の参考とさせていただきます。  
ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・なお、児童福祉施設は県内に少ないため、老人・障害福祉施設での調整が主となり、保育所等は介護等体験の対象外となりますのでご注意ください。
- ・備考欄には、持病等特記すべき事項を記入し、希望施設などの個人的希望の記入はしないでください。

### 様式4-②「介護等体験希望週記入表」

- ・体験可能な週の枠内に第1希望には1を、第2希望には2を、第3希望には3を記入してください。

### 様式10「証明書」

- ・学生自身で戸籍等を参考にしながらボールペン等で正確に、大学名、本籍地(戸籍に記載のある都道府県)、氏名、生年月日を記入してください。  
間違えたときは、新しく様式を用いて書き直してください。
- ・証明書は、事前オリエンテーション時、または体験初日に受入施設に持参し、担当者に提出してください。
- ・県外大学の学生で、大学独自の証明書様式を持参する場合は、大学独自の証明書様式のみでの証明とします。
- ・体験終了後、証明書は受入施設から本会を経由して大学に送付しますので、学生が持ち帰らないでください(フローチャート参照)。  
ただし県外大学の学生で、持ち帰ることを希望する場合は、受入施設へお申し出ください。  
(施設の対応は要綱第5条第3項を参照)。

#### 1 証明書の再発行について

事業所の廃止等によって証明書が再発行できないことがありますので、証明書の記入内容及び発行後の保管には十分注意してください。

#### 2 介護等体験の取消しについて

学生の介護等体験に対する姿勢が、不真面目、不誠実である場合、受入施設の要請により体験の中止、取消しとなることがあります。

その際は、介護等体験の終了となりませんので、証明書の発行はできません。  
なお、体験の中止、取消しとなされた場合においても、実体験日数分の費用は請求されますので、ご承知おきください。

## 体験受入施設へのお願い

### 介護等体験のねらい

学生は教員免許を取得するために「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に規定される介護等体験を行います。これは、教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から実施されます。

介護等体験で得た知識・感想は、実際に体験する学生を通じ、小学校・中学校の学生にも波及し、ひいては福祉の増進にも繋がります。

こうしたことから、各施設におかれては、体験のねらいを職員間で共有していただき、一層充実した体験となるよう御指導をいただきますようお願いいたします。

### 学生の体調等に合わせたプログラムの変更・実施

例年、学生が体験期間中に体調を崩したため、日程変更となることがあります。学生の中には、多少無理をしても体験を続けようとしていたり、自分から言い出せなかったりする方もあります。また、オリエンテーション時に、体調等について相談することもあります。

事故なく体験を終えるためにも、体調等に合わせたプログラムを作成・実施していただき、臨機応変に御対応いただきたくお願いいたします。

### ハラスメント行為の撲滅

国の施策においてハラスメント対策が明記され、パワーハラスメント防止対策の法制化がなされるなど、ハラスメントのない社会の実現に向けて職場のパワハラ対策、セクハラ対策の強化が進められています。

学生は施設と雇用関係にはありませんが、当然ながら学生への威圧的言動(パワハラ)や性的な表現を含む言動(セクハラ)は禁止されています。学生は体験させていただく立場であり、慣れない環境下でなかなか言いたいことを言えないことがあります。また、仮に職員が冗談で発言したことであっても、関係性が構築できていない状態にあっては、学生が「パワハラ」「セクハラ」と認識する場合があります。こうしたトラブルが起きないように、十分に御配慮いただきつつ御指導をお願いします。

### 学生が質問しやすい環境づくり

学生は、慣れない環境のなかでもたくさんの学びを得ようとして体験に参加します。質問や振り返りの時間を設けることで、学生にとって一層実りある体験となるだけでなく、体験中のトラブルを防ぐことにも繋がります。あらかじめ、質問の時間を設けるなどし、学生が質問しやすい環境設定に御協力ください。

## 三重県介護等体験実施要項

この要項は、三重県立特別支援学校（以下「学校」という。）及び三重県内の社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）において、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号。以下「法」という。）に規定する介護等体験を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

### 1 介護等体験のねらい

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、介護等の体験をさせる。

### 2 介護等体験の対象者

介護等体験は、次の各号の一つに該当する者（以下「体験者」という。）に対して行う。

- ① 大学又は短期大学（以下「大学」という。）に現に在籍し、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者。
- ② 教員としての適格性を有し、将来小学校又は中学校の教員を志望し、そのため小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者。

### 3 介護等体験の実施施設

介護等体験は、学校及び社会福祉施設で実施する。

### 4 介護等体験の実施日数

介護等体験の日数は7日間とし、その内訳は原則、次のとおりとする。

- ① 学校における実施日数は、2日間とする。
- ② 社会福祉施設における実施日数は、原則として連続した5日間とする。

なお、特別の事情が生じ、三重県教育委員会が認めた場合には、内訳を変更することができる。

### 5 介護等体験の実施期日・実施回数

介護等体験は、原則として7月から2月の間で実施することとし、実施期日・実施回数は、学校又は社会福祉施設の実情に応じて、三重県教育委員会又は三重県社会福祉協議会と協議しながら、学校の校長（以下「校長」という。）又は社会福祉施設の長（以下「施設長」という。）が定める。

### 6 介護等体験の内容

介護等体験は、児童生徒や高齢者等に対する介護、介助又は交流等を体験させるものとし、学校又は社会福祉施設の実情に応じて、校長又は施設長が定める。

### 7 介護等体験の連絡調整

介護等体験の連絡調整及び日常的な諸問題については、学校にあっては三重県教育委員会が、社会福祉施設にあっては三重県社会福祉協議会が対応する。

## 8 記録簿の作成

- ① 学校にあっては校長が、社会福祉施設にあっては三重県社会福祉協議会が、介護等体験の記録簿を作成し、これを保存する。
- ② 記録簿には少なくとも次の事項を記載する。
  - ・体験者の名前及び生年月日（体験者には年度ごとに番号を付記する。）
  - ・所属名（在学する大学名、学部、学科及び学年等）
  - ・介護等体験の実施年月日

## 9 大学の責務

- ① 大学は、介護等体験をする学校及び社会福祉施設との連絡を密にするとともに、事前指導等、体験者に対し適切な指導を行う。
- ② 大学は、体験者に対し健康診断の受診、任意保険の加入等の指導を行う。

## 10 相談

三重県教育委員会及び三重県社会福祉協議会は、介護等体験について個人申込みがあった場合、相談に応じるとともに、学校又は社会福祉施設と連絡調整をとりながら介護等体験をする学校又は社会福祉施設を紹介する等必要な助言等を行う。

## 11 経費

介護等体験に係る経費については、三重県教育委員会又は三重県社会福祉協議会が別に定める。

## 12 その他

この要項の実施に関し必要な事項は、三重県教育委員会又は三重県社会福祉協議会が別に定める。

### 附則

1 この要項は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要項に定めるもののほか、三重県介護等体験の実施に関し必要な事項は、大学、三重県社会福祉協議会、社会福祉施設種別協議会、三重県特別支援学校長会、三重県健康福祉部、三重県教育委員会が協議して定める。

### 附則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

### 附則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

### 附則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

### 附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要項に定めるもののほか、三重県介護等体験の実施に関し必要な事項は、大学、三重県社会福祉協議会、社会福祉施設種別協議会、三重県特別支援学校長会、三重県医療保健部、三重県子ども・福祉部、三重県教育委員会が協議して定める。

#### 附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会  
福祉研修人材部 福祉育成支援課 作成  
問合せ先:059-213-0533

本冊子に掲載の様式は本会ホームページから取得できます。

資料ダウンロードのページをご確認ください。

<https://www.miewel-1.com/>